

## 社会福祉法人養父市社会福祉協議会職務に専念する 義務の特例に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会(以下「法人」という。)職員就業規則(平成16年規則第1号)第24条に規定する職務に専念する義務の特例に関する事項を定めるものとする。

### (義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合であらかじめ会長の承認を得たときは、その職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- (1) 地方公共団体もしくは公共的団体の職務に従事する場合
- (2) 地方公共団体もしくは公共的団体が設置する審議会、委員会、学会及び研修会等に出席する場合
- (3) 職員としての教養のための講習会、講演会等に参加する場合
- (4) 職務に関連のある資格の試験を受験し、又は更新する場合
- (5) 職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合
- (6) 消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
- (7) 地方公共団体又は公共団体が主催する健全な運動競技会等の業務に従事し、又は選手として参加する場合
- (8) 定期健康診断又は法人が認める健康診断を受ける場合
- (9) 前各号に規定する場合を除くほか、法人が必要と認める場合

### (補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は法人が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。